

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新発田市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	77.5 %
全職員	57.4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	98.3 %
本庁課長補佐相当職	97.5 %
本庁係長相当職	97.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.6 %
31～35年	97.3 %
26～30年	96.2 %
21～25年	94.2 %
16～20年	89.8 %
11～15年	93.2 %
6～10年	93.8 %
1～5年	91.1 %

【説明欄】

- 2.(1)「本庁部局長・次長相当職」の区分には女性職員がいないため差異は公表していない。
- 「任期の定めのない常勤職員」の男女比がほぼ5:5であるのに対し、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の男女比は2:8であり、その中でも短時間勤務（週5日の30時間勤務～週2日の10時間勤務など）のパート等の女性職員が一定数を占める。全職員を対象に男女差を比較した際、男女の各職員総数に占める短時間勤務のパート職員等の割合は、男性が3.4%、女性が27.2%となっており、男女の給与の差異に大きく影響している。
- 扶養手当、住居手当の総支給額に対する男女比は、男性の方が高く給与の差異に影響している。
扶養手当：男性 75.3%、女性 24.7% 住居手当：男性 58.0%、42.0%
- 県費職員（割愛採用）の勤続年数については、前職を含んだ勤続年数として算出している。
- 勤続年数1～5年の区分については、社会人枠から高校卒枠の採用であり、男女比は4:6であるが、社会人枠の男性職員は扶養手当を受給することが多く、給与の差異に影響している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。